

府 公 第 257 号

令和 3 年 10 月 8 日

公文書管理委員会

委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

下記について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第1号の規定に基づき、諮問します。

記

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、別紙のとおり、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条第5号の改正を行うこと。

政令第 号

個人情報保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（抄）

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条～第六条（略）

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第七条 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「照合する」を「容易に照合する」に改める。

第八条～第十五条（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則

第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

第二条く第六条（略）

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律施行令等の関係政令について所要の整備を行う必要があるからである。

個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令案 新旧対照条文（抄）

○公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>	<p>（法第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>